



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

## 令和3年度「受給世帯」は対象外

- 令和4年6月1日時点で東北町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯。なお、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。
- 令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、住民税非課税相当（家計急変）の収入となった世帯。
- 令和3年度「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受給した世帯が、再受給できる給付金ではありません。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給時期

東北町役場 福祉課が確認書(または申請書)を受理した日から約2~3週間後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

該当世帯には、東北町役場福祉課から確認書が届きます(要返送)

(すでに支給対象となった世帯は除く)

※一部申請が必要な場合があります

返送期限：令和4年9月30日(3ヶ月以内)

令和4年6月1日時点で、住民登録のある市町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

#### 申請が必要です



申請期限：令和4年9月30日(金)

申請時点で東北町に住民登録のある方は申請してください。

申請期間以降の受付はできませんので、ご注意ください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

### (1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から東北町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和4年6月1日)時点で東北町に住民登録ある場合は、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、東北町役場 福祉課に返信してください。



【確認事項】① 記載された給付金振込口座・番号に誤りがないか

② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

③ すでに臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は世帯主であった方を含む世帯ではないこと



### (2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日（令和4年6月1日）時点で東北町に住民登録がある場合は、ご提出ください。
- 添付書類（課税・非課税）証明書等の各種手数料は自己負担となります。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に東北町役場 福祉課に、ご提出ください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
単身又は扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
単身又は扶養親族（2名）を扶養している場合	168.0万円
単身又は扶養親族（3名）を扶養している場合	209.7万円
単身又は扶養親族（4名）を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、一人親の場合	204.3万円

(※) 住民税非課税相当とは

世帯員全員のそれぞれの年収見込額

(令和4年1月以降の任意1ヶ月収入×12倍)

が住民税均等割非課税水準以下であることを示します。

**すでに臨時特別給付金を支給された世帯は申請できません。**

添付書類（課税・非課税）証明書等の各種手数料は自己負担となります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3を除く)

東北町役場 **福祉課**

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

**0176-56-3111**